

小美玉市告示第121号

小美玉市犯罪被害者等見舞金給付要綱を次のように定める。

令和8年4月1日

小美玉市長 島田 幸三

小美玉市犯罪被害者等見舞金給付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、小美玉市犯罪被害者等支援条例（令和8年小美玉市条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担を軽減し、日常生活や社会生活等の回復を図るため、犯罪被害者等に対する犯罪被害者等見舞金を支給することに関し、小美玉市補助金等交付規則（平成18年小美玉市規則第41号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(支援要件)

第3条 条例第2条第3号に定める犯罪被害者等は、警察署長に被害届を提出している等犯罪行為により害を被ったことが確認できる者とする。

(見舞金の種類と支給額)

第4条 条例第7条の見舞金（以下「見舞金」という。）の支給額は、次の各号に掲げる見舞金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 遺族見舞金 30万円
- (2) 重傷病見舞金 10万円

(見舞金の支給対象者)

第5条 見舞金の給付を受けることができる者は、次に定める者とする。

- (1) 遺族見舞金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者（以下「死亡被害者」という。）の遺族（当該犯罪が行われたときにおいて市民であったものに限る。以下「遺族」という。）であって、次のいずれかに該当するもの。
 - (ア) 被害者の配偶者
 - (イ) 被害者の収入によって生計を維持していた世帯（同一生計維持世帯）における死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
 - (ウ) 前号に該当しない死亡被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- (2) 重傷病見舞金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者本人

2 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後とする。

(見舞金の申請)

第6条 遺族見舞金の給付を受けようとする者は、小美玉市遺族見舞金支給申請書兼請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

(2) 遺族見舞金申請者と死亡被害者の続柄に関する戸籍謄本又は抄本その他証明書

(3) 遺族見舞金申請者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であると証明することができる書類

(4) 遺族見舞金申請者が前条第1項第2号に該当する者であるときは、犯罪行為が行われた時に死亡被害者の収入によって生計を維持していた事実を確認できる書類

(5) 遺族見舞金申請者の本人確認ができる書類

(6) 犯罪被害申告書(様式第2号)

(7) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の支給の申請をしようとする者は、小美玉市重傷病見舞金支給申請書兼請求書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1) 犯罪被害者の心身の状態及び加療を要する日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他書類

(2) 重傷病見舞金申請者の本人確認ができる書類

(3) 犯罪被害申告書(様式第2号)

(4) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の申請は、当該犯罪行為による被害の発生を知った日から2年を経過したとき又は当該犯罪行為による被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

(見舞金の支給決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、見舞金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により見舞金の支給を決定したときは、犯罪被害者等見舞金給付（不給付）決定通知書（様式第4号）により当該申請を行った者に通知するものとする。

（実績報告書）

第8条 市長は、規則第7条に規定する実績報告については、第6条に規定する小美玉市遺族見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）又は小美玉市重傷病見舞金支給申請書兼請求書（様式第3号）の提出をもって実績報告があったものとする。

2 市長は、規則第8条第1項に規定する補助金等の確定通知については、前条第2項に規定する犯罪被害者等見舞金給付（不給付）決定通知書（様式第4号）をもってこれに代えるものとする。

（見舞金の請求等）

第9条 市長は、小美玉市財務規則（平成18年小美玉市規則第40号）第66条第2項に規定する請求書については、第6条に規定する小美玉市遺族見舞金支給申請書兼請求書（様式第1号）又は小美玉市重傷病見舞金支給申請書兼請求書（様式第3号）をもってこれに代えるものとする。

（見舞金の支給決定の取消し等）

第10条 市長は、偽りその他不正の手段により、見舞金の支給を受けた者があるとき又は前条の規定に該当すると判明したとき、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に支給した見舞金があるときは、当該見舞金に相当する額を返還させるものとする。

（見舞金の支給の制限）

第11条 市長は、見舞金の支給対象者が次のいずれかに該当する場合は、見舞金の支給を行わないことができる。

(1) 犯罪被害者又は遺族の代表が、他の地方公共団体から当該見舞金と同種の支給を受けている場合

- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他犯罪被害につき犯罪被害者にもその責めに帰すべき行為があったとき。
- (3) 犯罪被害者又は見舞金の支給対象となる者と加害者との関係が、配偶者、直系血族（縁組の届出をしていないが、事実上養子縁組と同様の事情にあった場合を含む。）又は3親等内の親族であったとき。ただし、配偶者間において婚姻を継続し難い重大な事由が生じていた場合その他これらの親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合は、この限りでない。
- (4) 犯罪被害者又は見舞金の給付対象となる者が、小美玉市暴力団排除条例（平成23年小美玉市条例第26号）第2条2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当するとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、見舞金を支給することが社会通念上適切でないとき。

（見舞金の支給の特例）

第12条 既に重傷病見舞金の支給を受けた被害者が当該重傷病見舞金の支給の原因となった犯罪行為により死亡した場合における遺族見舞金については、当該重傷病見舞金と遺族見舞金との差額を支給するものとする。ただし、死亡の原因となった犯罪行為が行われた日から1年以上経過して死亡した場合には、遺族見舞金は支給しない。

（照会）

第13条 市長は、犯罪行為による被害に関する事項について、申請者の同意に基づき、犯罪被害者等見舞金に係る照会書（様式第5号）により警察その他の関係機関等に照会することができる。

（補則）

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

小美玉市遺族見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

小美玉市長 様

申請者
住 所
氏 名
連絡先
犯罪被害者との続柄

小美玉市犯罪被害者等見舞給付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり見舞金の支給を申請します。また、当該申請に係る支給が決定された場合には、見舞金を請求します。

犯罪被害の状況	別添「犯罪被害申告書」のとおり			
申請額及び請求額	円			
過去における見舞金支給の有無	<input type="checkbox"/> 重傷病見舞金 <input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 無し			
申請者の振込口座	金融機関名		支店名	
	種 別	普通・当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義			
添付書類	(共通) <input type="checkbox"/> (1) 死亡被害者の死亡診断書、死体検案書その他当該被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類犯罪被害申告書 <input type="checkbox"/> (2) 申請者と死亡被害者の続柄を確認できる戸籍謄本または抄本その他の証明書 <input type="checkbox"/> (3) 遺族見舞金申請者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> (4) 犯罪被害申告書			

添付書類	(該当する場合に提出) <input type="checkbox"/> (5) 第1順位遺族であることが証明できる書類 <input type="checkbox"/> (6) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、被害者の収入によって生計を維持していた事実を証明できる書類	
見舞金の返還	<input type="checkbox"/> 見舞金の支給後に、小美玉市犯罪被害者等見舞金給付要綱第11条に抵触することが判明した場合は、支給を受けた見舞金を速やかに返還します。	
代理申請	代理申請の理由	
	代理人氏名	
	代理人住所	
	生年月日	<div style="text-align: center;"> 年 月 日 </div>
	連絡先	
	添付書類	

様式第2号(第6条関係)

犯罪被害申告書

年 月 日

小美玉市長 様

申告者
住 所
氏 名
連絡先

犯罪被害者	氏名	
	生年月日	年 月 日
	犯罪被害を受けた時の住所	小美玉市
	犯罪被害を受けた日時	年 月 日 時 分
	犯罪被害を受けた場所	
	被害の発生を知った日	年 月 日
犯罪被害に係る罪名 (判明している場合)		
犯罪被害の概要		
取扱警察署	都・道・府・県 警察署	
被害届受理番号	(受理日 年 月 日) 号	
支給除外事由の確認	次の支給制限事項に該当しないことを確認しました。 <input type="checkbox"/> (1)他の地方公共団体から当該見舞金と同種の支給を受けていない。	

<p>支給除外事由の確認</p>	<p><input type="checkbox"/> (2) 犯罪行為による被害について、被害者等が次のいずれかに該当する行為がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該犯罪行為を教唆、又は幫助する行為 ② 過度の暴行又は脅迫、重大な侮辱等当該犯罪行為を誘発する行為 ③ 当該犯罪行為に関連する著しく不正な行為 ④ その他犯罪行為の発生について被害者等の責めに帰すべき行為 <p><input type="checkbox"/> (3) 被害者と加害者の間に次のいずれかに該当する関係がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 配偶者 ② 直系親族（養子縁組と同様の事情にあった場合を含む。） ③ 3親等内の親族 ④ 同居の親族 <p><input type="checkbox"/> (4) 被害者について、次のいずれかに該当しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 暴力団関係者である。 ② 当該犯罪行為を容認している。 ③ 当該犯罪行為に対する報復として加害者又はその親族その他加害者の関係者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えた。
<p>情報提供の同意</p>	<p><input type="checkbox"/> 見舞金の支給に必要な範囲において、警察その他の関係機関が保有する犯罪行為による被害に関する事項について、小美玉市が照会し、提供を受けることについて同意します。</p>

様式第3号(第6条関係)

小美玉市重傷病見舞金支給申請書兼請求書

年 月 日

小美玉市長 様

申請者
住 所
氏 名
連絡先

小美玉市犯罪被害者等見舞給付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり見舞金の支給の申請をします。また、当該申請に係る支給の決定された場合には、見舞金を請求します。

犯罪被害の状況	別添「犯罪被害申告書」のとおり		
傷病の状態	<input type="checkbox"/> 療養期間1月以上 <input type="checkbox"/> 精神疾患である場合には、療養期間が1月以上でかつ、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度である		
申請額(請求額)	円		
過去における見舞金支給の有無	<input type="checkbox"/> 重傷病見舞金 <input type="checkbox"/> 遺族見舞金 <input type="checkbox"/> 無し		
振込先	金融機関名		支店名
	種別	普通・当座	口座番号
	<small>フリガナ</small> <input type="checkbox"/> 座名義		
添付書類	<input type="checkbox"/> (1) 犯罪被害者の心身の状態及び加療を要する日数に関する医師又は歯科医師の診断書その他書類 <input type="checkbox"/> (2) 犯罪被害申告書 <input type="checkbox"/> (3) 申請者の本人確認書類		

見舞金の返還	<input type="checkbox"/> 見舞金の支給後に小美玉市犯罪被害者等見舞金給付要綱第11条に抵触することが判明した場合には、支給を受けた見舞金を速やかに返還します。	
代理申請	代理申請の理由	
	代理人氏名	
	代理人住所	
	生年月日	
	連絡先	
	代理人であることを証明する書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本など(法定代理人の場合) <input type="checkbox"/> 委任状(任意代理人の場合)

様式第4号(第7条関係)

第 号

年 月 日

様

小美玉市長

小美玉市遺族(重傷病)見舞金支給(不支給)決定通知書

年 月 日付で申請がありました小美玉市遺族(重傷病)見舞金について、下記のとおり決定したので通知いたします。

記

1. 交付決定

交付決定額	円
-------	---

2. 不交付決定

不交付決定の理由	
----------	--

様式第5号（第13条関係）

犯罪被害者等見舞金に係る照会書

年 月 日

茨城県警察本部長 殿

小美玉市長

犯罪被害者等見舞金を給付するにあたり、被害者と特定する必要があるため、以下のとおり照会いたします。

犯罪被害者	氏名	
	生年月日	年 月 日
	犯罪被害を受けた時の住所	小美玉市
	犯罪被害を受けた日時	年 月 日 時 分
	犯罪被害を受けた場所	
	被害の発生を知った日	年 月 日
犯罪被害に係る罪名		
犯罪被害の概要		
取扱警察署	都・道・府・県 警察署	
被害届受理番号	(受理日 年 月 日) 号	

(回答)

- 上記の内容について、被害届を受理しました。
- 上記の内容について、被害届を受理していません。

担当者氏名 _____